平成18年度決算を承認

7月28日（土）に第99回通常組合会開催
長瀬北海道医師会長を顧問に委嘱

さる、7月28日（土）に第99回通常組合会がセンチュリーロイヤルホテルにおいて開催された。今回の議案は、理事会専決事項の承認、平成19年度第1次補正予算、平成18年決算の承認及び剰余金処分案の決定、顧問の委嘱で、これらは原案どおり可決された。

以下、組合会の概要についてお知らせする。

なお、平成18年度第2次・平成19年度第1次歳入歳出補正予算、平成18年度歳入歳出決算書、事業報告書の詳細については本誌9月1日付け：第1068号附録で公示（道医国保公示第330号）しているのでご参照いただきたい。

組合会は午後3時30分、堀江洋三組合会議長が議長席に着き開会され、議員定数64名中37名（最終出席者数45名、他に表決委任状提出者11名）の出席があり成立した。

最初に、飯塚弘志理事長から挨拶があった。

飯塚弘志理事長挨拶

『本日は、全道各地から先生方には週末何かとお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

当組合の事業運営に対しまして組合会議員として格別のご支援、ご尽力を賜っていますことを、この席をお借りして厚くお礼申し上げます。

お陰様をもちまして平成18年度の事業は、ほぼ順調に終えることができたと思います。

本日の組合会におきましては、すでにご案内のとおり、平成19年度予算の補正を始め平成18年度の収支決算の承認と、剰余金処分の決定をいただくことなどを議題としております。

主な議題である平成18年度の決算を見ますと、歳入の保険料は、所得割額保険料の減によりまして、予算額に比べて若干の減収となりましたが、歳出における保険給付費も予算計上額を下回りましたので、予算内での決算ができました。

後程、詳しくご説明をいたすことになっております。

今後の問題でございますが、ご承知のように平成20年4月1日から新しい高齢者医療制度

飯塚弘志理事長挨拶

が発足をいたすことになっております。

2つの大きな課題がありまして現状を申し上げますと、先ず、後期高齢者の取扱いにつきましては、この制度改正について組合員・被保険者の方々に周知を図ることが、保険者としての義務であろうと思われます。そして、この後期高齢者に該当する組合員の方に組合員として継続して医師国保組合に加入をいただくための方針を保険料等検討委員会に諮問しており、この委員会の答申をいただいて、具体的な対応というものを早期に決定いたしたいと考えております。

2つ目は、同様に4月1日から保険者に義務化された特定健診・特定保健指導の実施体制の問題でございます。

まだ細部に亘って不十分な点もありますので、これから実行に向けてアクションを起こして行くことになります。組合としては、集合契約ということで北海道医師会と契約をいたしまして、この特定健診・特定保健指導をお願いしたいと考えております。

去る6月6日に北海道医師会の役員の方々と懇談いたしました。初の会合でありましたが、全国の医師国保組合の状況について、全

赤倉昌巳常務理事提案説明

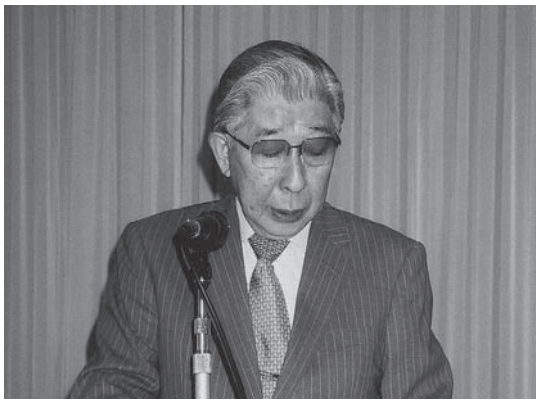

千秋亨常務理事決算提案説明

国組織である「全医連」の提言を主に今後の対応策について意見交換をおこないました。今後とも北海道医師会の協力を得て実施計画を立てたいと考えております。

組合会議員をはじめ組合員各位の一層のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

本日お諮りする各議案につきましては、慎重審議の上ご承認を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。』

◆

次いで、堀江議長から議事録署名議員として、次のとおり指名した。

札幌市:辻　哲 議員、小樽市:外園 光一 議員

この後、平成18年6月から平成19年5月までの1年間にご逝去された50名の組合員の方々のご冥福を祈り黙祷が捧げられた。

報告事項に入り、本年4月から6月までの業務報告と平成20年4月から施行される「後期高齢者医療制度のPR版（お知らせ）」についての説明が赤倉昌巳常務理事からなされ、報告どおり承認された。

ここで議長は堀江議長から今　哲二副議長に交代した。

議案第１号　理事会専決事項につき承認を求めることについて

（１）「北海道医師国民健康保険組合規約取扱規則別表の一部改正について」

（２）「平成18年度歳入歳出予算の補正（第2次）について」

（３）「平成19年度自家診療特認医療機関の指定について」

赤倉常務理事が上記の3項目について提案理由を説明し、理事会専決どおり承認可決された。

議案第２号　平成19年度歳入歳出予算の補正（第1次）について

赤倉常務理事が提案理由を説明し、審議の結果、原案どおり承認可決した。

※補正予算は、平成20年4月から施行されるところの「新たな高齢者医療制度の創設」による、後期高齢者医療制度関連経費に対する国の補助金の受け入れにかかわる平成19年度 歳入・歳出予算の補正（第1次）で、国の国保組合に対する平成19年度における新しい補助金として、20年4月からの後期高齢者医療制度の導入に伴う保険料計算方式の変更に係るシステム開発（変更）分として措置されたものであり、後日、国から19年度において、補助金の交付基準等が示されて補助金の額が決まる予定で、この補助金の受け入れのための補正。

〔歳入の部〕では、国庫支出金の内、国庫補助金の中で、新しく、第5目と第1節で「後期高齢者医療制度関係業務準備事業費補助金」の科目を、それぞれに追加新設をして1千円を増額。

〔歳出の部〕では、歳入の増額分に伴う予算調整を、予備費の当初予算を1千円の増額。

◎平成19年度当初予算総額　2,460,475千円
◎　〃　第1次補正額（増額）　1千円
◎平成19年度第1次補正後予算総額
2,460,476千円

議案第３号　平成18年度歳入歳出決算について

歳入総額	**2,250,112,727円**
歳出総額	**2,186,863,936円**
歳入・歳出差引残額	**63,248,791円**

組合会の議場

組合会の議場

千秋亨常務理事が詳細な説明をし、その後、岩本英男監事から内部監査報告、津田哲哉監事から、公認会計士により実施された外部監査の監査報告が行われた。

審議の結果、理事者提案どおり承認可決された。

議案第４号　平成18年度歳計剰余金の処分について

歳入歳出差引剰余金	63,248,791円
準備積立金	6,886,000円
別途積立金	6,362,791円
翌年度会計繰越金	50,000,000円

千秋常務理事が提案理由を説明し、上記の剰余金処分について理事者提案どおり承認可決された。

ここで、議長は今副議長から再度、堀江議長に交代した。

議案第５号　顧問の委嘱について

赤倉常務理事から「平成19年4月から北海道医師会長に就任しておられます長瀬清会長に、今後の組合発展のため種々ご助言願うため、本組合の顧問に委嘱いたしたい」と提案理由を説明し、理事者提案どおり、挙手全員の賛同を得て長瀬清会長を顧問に委嘱することが承認された。

以上で予定された議案がすべて終了し、飯塚理事長から閉会の挨拶があり、第99回通常組合会は午後4時55分閉会となった。

道医師国保組合公告

平成19年9月1日
道医国保公示第331号

北海道医師国民健康保険組合
理事長　**飯　塚　弘　志**

平成19年7月28日（土）開催の第99回通常組合会において、次の方を顧問に委嘱することが承認されたのでこれを公示する。

◎顧問

北海道医師会長　長　瀬　　清（札幌市支部:平成19年7月28日 就任）

インターネット道医師国保組合ホームページをご利用ください

北海道医師国民健康保険組合ホームページアドレス

http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/

〒060-0042　札幌市中央区大通西６丁目
北海道医師国民健康保険組合
TEL 011-271-7471　　FAX 011-241-6414

お知らせ

医療費の一部負担割合の変更
および被保険者証の更新について

北海道医師国民健康保険組合

1．医療費の一部負担割合の変更について

平成19年10月1日から医療費の一部負担割合が変更になります。

被保険者種別	入院・入院外	一部負担金の割合	
		現　行 (平成19年9月30日まで)	変更後 (平成19年10月1日から)
組合員	入　院	2　割	**3　割**
	入院外	2　割	**3　割**
家　族 准組合員(従業員)	入　院	2　割	**3　割**
	入院外	3　割	3　割
前期高齢者（一定以上所得該当者)	入　院	2　割	**3　割**
	入院外	2　割	**3　割**

2．傷病見舞金について

医療費の一部負担割合が変更になることから、老人保健該当者(医療費3割負担）の方との差額がなくなりますので、**「傷病見舞金」の対象は平成19年9月診療月分迄となります。**

申請につきましては、療養を受けてから8箇月以内となっておりますので、お忘れの方はお早めにご申請ください。

3．被保険者証の更新について

本組合は平成19年10月1日に被保険者証の更新を行います。新しい被保険者証は、9月30日までにお手元に届くように組合から組合員の皆様へ直接郵送いたします。

なお、従業員の方は平成19年10月1日から「准組合員」となりますので、被保険者証に「准組合員」ご本人の住所が記載され、現在の被保険者証番号に枝番が付されます。

また、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されることにより、被保険者証の有効期限が各被保険者ごとに異なります。

【現在ご使用の被保険者証は、10月末日までに必ず所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局へ返還してください】

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

下記の異動については、事実のあった日から14日以内に届出をしてください。

記

◎ 資格取得（加入）＝出生、転入、社会保険離脱、従業員（准組合員）の雇用

［住民票（写し可）を添付］

◎ 資格喪失＝死亡、転出、社会保険加入、従業員（准組合員）の退職

［被保険者証を添付］

※届け出用紙は、各支部（所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局）または組合ホームページからも入手できます。

組合ホームページアドレス　http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/

※届け出用紙の提出先は、各支部（所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局）です。

北海道医師国民健康保険組合
〒060-0042　札幌市中央区大通西6丁目
TEL 011-271-7471　FAX 011-241-6414

お知らせ

新しい高齢者医療制度が平成20年4月からスタートします

平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象に、現行の老人保健制度に代わり、「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、新たな高齢者医療制度が創設されます。

これにより、平成20年4月以降、75歳以上の高齢者は当組合の被保険者としての資格を喪失し、後期高齢者医療制度へ加入することが義務付けられます。

ただし医師国保組合の組合員の方は、本人の希望により「被保険者資格のない組合員」として組合に残ることができます。

医師国保組合に残る場合につきましては、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

後期高齢者医療制度の概要

1．運営主体

都道府県ごとに全市区町村が加入する広域連合が運営主体となります。

この広域連合が、保険料を決定し、保険給付などを行います。

2．加入者

広域連合内に住む75歳以上の方及び65歳以上の一定程度の障害がある方が対象となります。

3．運営費用の負担割合

公費5割、現役世代からの支援4割、保険料1割

4．保険料

各広域連合の条例で平成19年度中に決定され、徴収は広域連合が行うこととなり、原則として年金からの控除となります。

5．自己負担割合

「1割」または「3割」(現役並み所得者）となります。

※「被保険者資格のない組合員」とは

○　75歳以上の組合員の方は、すべて新たな高齢者医療制度の被保険者となるため、当組合の被保険者としての資格はなくなり、当組合に残る場合には「組合員」としての資格を有することになります。

これにより、組合員と同一世帯の75歳未満のご家族や従業員の方は、今までどおり当組合の被保険者としての資格を継続することができます。

○　75歳以上の組合員の方が、当組合に残ることを希望されない場合、75歳未満のご家族や従業員の方は、自動的に当組合の被保険者としての資格を喪失することとなりますので、他の医療保険（社会保険及び市町村国保等）に加入していただくことになります。

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階
北海道医師国民健康保険組合
TEL　(011) 271-7471　FAX (011) 241-6414
http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/